八三　輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件　三一　特37　六七

八四　令和二年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件　三一　特38　二四六

○財務省、文部科学省、経済産業省、農林水産省、国土交通省

一　特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正した件　三一　特37　六九

○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

一　特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正した件　三一　特37　六一

○財務省、厚生労働省、経済産業省、環境省

一　特定事業者責任比率の一部を改正する件　三一　特38　二五三

二　再商品化義務総量の一部を改正する件　三一　特38　二五三

三　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件　三一　特38　二五三

四　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件　三一　特38　二五四

五　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件　三一　特38　二五六

六　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件　三一　特38　二五九

七　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件　三一　特38　二六一

八　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価の一部を改正する件　三一　特38　二六三

九　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件　三一　特38　二六三

一〇　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条第一項の規定に基づき、令和二年度以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画を定めた件　三一　特38　二六三

五　**○財務省、農林水産省**　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件　一〇　特23　三

六　**○財務省、農林水産省、経済産業省**　〃　三一　特37　七三

三　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件　一九　特31　一

五　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件　一九　特31　一

○財務省、経済産業省

一　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件　三一　特40　一

○国税庁

一　国税通則法施行令第三条第二項の規定に基づき国税庁長官が同項に規定する対象者の範囲及び期日を定める件　六　特20　一

二　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項第二号に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件　三一　特37　七五

三　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第十条ただし書に規定する国税庁長官が定める措置を定める件　三一　特37　七六

○文部科学省

一三　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を追加して定める件　三五

一四　重要無形文化財の保持者の認定が解除された件　四二

一五　令和二年度において使用される特別支援学校の教科書の定価を認可した件　五五

一六　特別史跡に指定する件　一〇　45　四五

一七　史跡に指定する件　一〇　45　四五

一八　名勝に指定する件　一〇　45　四七

一九　特別史跡に地域を追加して指定する件　一〇　45　四八

二〇　特別天然記念物に地域を追加して指定する件　一〇　45　四九

二一　史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件　一〇　45　四九

二二　名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件　一〇　45　五〇

二三　史跡に地域を追加して指定する件　一〇　45　五〇

二四　記念物を登録記念物に登録する件　一〇　45　五三

二五　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一〇　45　五四